

令和6年度

ユニット型・ユニット型短期入所生活介護（空床利用型）

事業計画

社会福祉法人 豊寿会
ほたるホームとよた

法人理念

私たちは、なによりも、人が幸せであることを大切にします。

法人基本方針

利用者によりよく、職員がよりよく、そして施設としてよりよくなるために、ひとり一人が日々改善に努めます。

コンプライアンスルール

入所者に対しても家族に対しても、いつも丁寧な対応、丁寧な話し方に努め、話をよく聞くことに努めます。

1 ユニット型基本方針

入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービスに基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援することを基本方針とします。

また、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、下関市、居宅介護支援事業所、他の介護保険施設等との連携に努めます。

2 ユニット型短期入所生活介護（空床利用型）

利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

3 施設サービス計画

常勤専従の施設介護支援専門員により、入所者個々の施設サービス計画を作成します。作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、入所者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の当該地域の住民による入所者の話し相手、会食などの自発的な活動によるサービス等も含めて施設サービス計画に位置付け、総合的な計画を作成します。

なお、作成に当たっては、入所者の解決すべき課題の把握は、入所者及びその家族に面接して行い、原案を作成し、多職種で協議し、サービス目標と達成時期等提供上の留意事項を盛り込み入所者に説明し、同意を得て介護サービスを提供していきます。

4 苦情受付・相談・処理

入所者及びその家族からの苦情に迅速に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置し、苦情受付担当者が随時受け付けます。苦情に対しては、相談内容、事実関係の調査、改善の必要性の有無及び改善の方法について、報告を行います。

また、内容・程度に応じて、苦情解決第三者委員会に諮り、解決に向けた努力をします。なお、苦情を申し立てたことにより入所者に対するいかなる不利益や差別的な取り扱いも行いません。

5 食事

- ① 食事は外部委託。
- ② 入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を入所者の食事の的に確に反映するため、給食会議を実施し、検討を重ね、入所者個々に適したものを提供します。
- ③ 入所者の健康を維持し、身体機能の低下を防止するため、食事摂取量、水分摂取量、体重減少率等に注意し、適正な栄養状態の維持を図ります。そのため、入所者栄養ケアプランを作成し、入所者・家族の同意を得て実施します。
- ④ 「安全な食事・おいしく食べていただける食事を目指し、地産地消、行事食の提供、調理時間の厳守などに留意し、食事を提供していきます。

6 栄養ケア・マネジメントの充実

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。

7 待機者の確認

要介護度の変化等により、在宅の生活に支障をきたす場合は、入所判定委員会において順位を審議し、入所判定委員会は年度2回開催します。

居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方については、特列入所として取り扱います。

8 職員研修

職員の専門的技術の習得並びに資質の向上を図ることを目的に、月2回程度内部研修を実施していきます。また、必要に応じて外部研修にも積極的に参加します。

9 委員会の設置

① 事故防止対策委員会

事故発生防止のため、適切な知識・内容を普及・啓発するとともに安全管理の徹底を行います。

② 感染対策委員会

感染症の予防及び蔓延防止のための訓練、対策を検討する委員会を年3回開催するとともに、指針に基づき、衛生管理の徹底や感染症の発生予防対策を行っていきます。なお、職員内部研修は、年度3回開催し、感染症対策を組織的に浸透させ、施設内感染を未然に防ぎます。

③ 身体拘束廃止委員会

入所者・利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や入所者・利用者の行動を制限する行為は行いません。

④ 褥瘡対策委員会

褥瘡発生危険性を判断し、必要な援助計画の作成や早期治療を目指します。体圧分散マット、エアーマット等を使用し、褥瘡の予防に力を入れ、また外部講師の指導により入所者に適したポジショニングを実践します。

⑤ 経管栄養対策委員会

3か月に1度経管栄養者に関し、注入時間、注入角度、口腔清拭や誤嚥性肺炎の予防について多職種間で協議します。

⑥ 高齢者虐待防止委員会

虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発し、指針に基づき虐待防止の徹底を行う。定期的な研修は年2回以上開催する。

10 損害賠償

入所者・利用者に対する介護サービスの提供に当たって、事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族や身元引受人に連絡を行うとともに、必要な対策を講じ、施設に賠償責任がある場合は速やかに入所者の損害を賠償します。

ただし、当該事故発生につき入所者・利用者に重過失がある場合にはこの限りではありません。

11 健康管理

病気を持つ人の健康回復及び健康な人の疾病の予防や健康づくりを支援し、入所者の身体と心理、生活環境を総合的に理解し、看護ケアを提供します。

インフルエンザ予防接種・・・11月中旬に実施。

12 緊急時の対応

火災等の緊急時の対応として、地元の協力要請等、常に万全の体制が取れるように職員緊急連絡網の活用及び各設備取扱の周知徹底や防災設備の整備・点検に努めています。

なお、当施設の避難訓練は、年度3回実施し、内1回は夜間想定の実施を行っています。

13 業務継続計画（BCP）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていきます。

14 口腔衛生管理の強化

口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回実施します。

15 認知症介護基礎研修の受講の義務化

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

16 その他のサービス内容

理髪サービス：毎月1回下関市豊田町理髪組合のサービス。

金銭管理サービス：銀行通帳、印鑑等の保管サービス及び公共機関への支払い代行。

行事：レクリエーション：誕生会、ショッピング、夏祭り、秋祭り等

クラブ活動：塗り絵、カラオケ等

※ その他の行事については、入所者の状況に応じて行事、催し者等、各ユニット間において主体的に判断し、実施します。

1日の日課は設けず、入所者のリズムに沿った生活を支援していきます。

※ 入所者一人ひとりの嗜好を把握した上で、それに応じた趣味・教養・娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、クラブ・レク活動を含め入所者が自律的に行なうこれらの活動を支援します。

※ 入所者がそれぞれの役割を持って生活できるよう、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け清掃やゴミだしなどの日常生活上の家事等の支援をします。

17 職員体制

- ①昼間については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員又は看護職員を配置します。
- ②夜間及び深夜については、2ユニットごとに1名以上の介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置します。
- ③ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置します。
- ④ユニットケアリーダー研修を受講した職員を2名以上配置します。

職員配置

| 職 種 | 員 数 | 区 分 | | | | 常勤換算 後の人数 | 指定基準 |
|---------|-----|-----|-----|-------|-----|--------------|------|
| | | 常 勤 | | 非 常 勤 | | | |
| | | 専 従 | 兼 務 | 専 従 | 兼 務 | | |
| 施設長 | 1 | | 1 | | | 1 | 1 |
| 事務長 | 1 | 1 | | | | | |
| 事務次長 | 1 | 1 | | | | | |
| 医師 | 1 | | | | 1 | 1 | 1以上 |
| 生活相談員 | 1 | 1 | | | | 1 | 1以上 |
| 看護職員 | 2 | 1 | 1 | | | 16 | 15以上 |
| 介護職員 | 15 | | 14 | | 1 | | |
| 機能訓練指導員 | 1 | | 1 | | | | |
| 介護支援専門員 | 2 | 1 | 1 | | | 1 | 1以上 |
| 管理栄養士 | 1 | | 1 | | | 1 | 1以上 |
| 事務員 | 1 | | | 1 | | 0.9 | |
| 夜警 | 3 | | | 3 | | 1 | |

16 要介護度別利用料

(単位：円／日)

| 内容の種類及び介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------------------|--------------------------------------|---------|---------|---------|----------|
| 介護度別サービス料金 | 7,680 円 | 8,360 円 | 9,100 円 | 9,770 円 | 10,430 円 |
| 内、保険給付額 | 6,912 円 | 7,524 円 | 8,190 円 | 8,550 円 | 9,387 円 |
| サービス自己負担額 | 768 円 | 836 円 | 910 円 | 977 円 | 1,043 円 |
| サービス提供加算 | 6 円 | 6 円 | 6 円 | 6 円 | 6 円 |
| 看護体制加算 | 12 円 | 12 円 | 12 円 | 12 円 | 12 円 |
| 褥瘡マネジメント加算 (1ヵ月に1回) | 3 円 | 3 円 | 3 円 | 3 円 | 3 円 |
| 介護処遇 8.3% | 65 円 | 71 円 | 77 円 | 83 円 | 88 円 |
| 特定処遇 2.3% | 18 円 | 20 円 | 21 円 | 23 円 | 24 円 |
| ベースアップ支援加算 1.6% | 13 円 | 14 円 | 15 円 | 16 円 | 17 円 |
| 基準居住費 | 2,006 円 | | | | |
| 基準食事代 | 1,445 円 (朝食 295 円・昼食 575 円・夕食 575 円) | | | | |
| 自己負担合計 | 4,336 円 | 4,413 円 | 4,495 円 | 4,571 円 | 4,644 円 |

ユニット型短期入所生活介護

| 内容の種類及び介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-----------------|--------------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 介護度別サービス料金 | 7,040 円 | 7,720 円 | 8,470 円 | 9,180 円 | 9,870 円 |
| 内、保険給付額 | 6,336 円 | 6,948 円 | 7,623 円 | 8,262 円 | 8,883 円 |
| サービス自己負担額 | 704 円 | 772 円 | 847 円 | 918 円 | 987 円 |
| サービス提供加算 | 6 円 | 6 円 | 6 円 | 6 円 | 6 円 |
| 介護処遇 8.3% | 59 円 | 65 円 | 71 円 | 77 円 | 82 円 |
| 特定処遇 2.3% | 16 円 | 18 円 | 20 円 | 21 円 | 23 円 |
| ベースアップ支援加算 1.6% | 11 円 | 12 円 | 14 円 | 15 円 | 16 円 |
| 基準居住費 | 2,006 円 | | | | |
| 基準食事代 | 1,445 円 (朝食 295 円・昼食 575 円・夕食 575 円) | | | | |
| 自己負担合計 | 4,247 円 | 4,324 円 | 4,409 円 | 4,488 円 | 4,565 円 |

☆居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定証を受けている場合には、認定証に記載している金額を負担限度額とします。

☆介護職員処遇加算として8.3%加算します。

☆介護職員等特定処遇加算として2.3%加算します。

☆介護職員等ベースアップ等支援加算として1.6%加算します。

17 令和6年度購入予定物品、改修予定について

- ・老朽化による修繕

18 令和6年度介護報酬改定について

- ・介護職員の処遇改善の一本化（令和6年6月～）
職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- ・基準費用額（居住費）の見直し（令和6年8月～）
高齢者世帯の高熱・水道費は上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点から、基準費用額（居住費）を60円/日引き上げる。
- ・補足給付（食費・居住費の負担軽減）の見直し（令和6年8月～）
食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- ・他介護事業所利用者との同乗について
通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、短期入所生活介護利用者との同乗を可能とする。